令和８年狛江市議会第４回定例会資料

ページ

№１……行政報告 -2-

№２……狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入契約について （議案第49号）-4-

№３……道路の路線変更について （議案第50号）-19-

資料No.１

行 政 報 告

●東京都市長会

東京都市長会議が 10 月 26 日に開催されました。

東京都等からの連絡事項が２件ありましたが、主な事項１件について報告いたします。

「令和８年人事委員会勧告等の概要」について総務局より説明がありました。

例月給について公民較差 14,209 円、3.30％解消のため、職級によりメリハリをつけて全級全号給引上げ、管理職については、全体の平均改定率以上の引上げ、人材確保の観点から、初任給を全ての区分で引き上げることとなります。なお、引上げ時期は令和８年４月に遡及して実施するとのことです。また、特別給である賞与は、年間支給月数を 0.1 月分引き上げることとなります。引上げ時期は、令和８年 12 月支給の期末・勤勉手当から実施するとのことでした。

続いて、議案審議事項では、「令和９年度東京都予算編成に対する最重点要望（案)」等、２件を審議し、いずれも承認されております。

●第 37 回東京都道路整備事業推進大会及び提案要求活動について

第 37 回東京都道路整備事業推進大会が 10 月 13 日に開催されました。本大会におきましては、私が実行委員会の副会長を務めており、役員を代表して閉会の言葉を述べました。

大会終了後には、国会、国土交通省、東京都に対し、大会で決議された提案要求書を提出するため、提案要求活動を９班に分かれて実施し、私は参議院議員会館にて、参議院議員 12 名の方々へ提案要求活動を行いました。

提案要求の主な内容といたしましては、「首都東京の慢性的な交通渋滞を解消し、交通・物流の円滑化を図ることで、日本経済の活性化を促進すること」、また「大規模災害時における複数ルートの確保等、防災性の向上に向けた道路整備に関する施策を推進すること」、さらに「その役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的かつ継続的に確保すること」等を働きかけてまいりました。

本大会に御参加いただきました市議会議員の皆様におかれましては、厚く御礼申し上げます。

資料No.2

（８狛契第1171号）

物　品　供　給　仮　契　約　書

１　件　　名　　狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入

２　納　入　場　所　　初期設定等実施事業者決定後に同事業者が指定する場所

３　請　負　金　額　　議決金額とする

４　納　入　期　限　　至　　令和９年１月29日まで

５　契　約　保　証　金　　免除

発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、狛江市議会の議決後に本契約を締結する。

なお、この仮契約が狛江市議会で否決されたときは無効とし、発注者は一切その責任を負わない。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和８年10月15日

東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号
発注者　狛　江　市
代　表　者　　狛江市長　　松原　　俊雄

住　　所　東京都江東区東陽二丁目３番25号
受注者　商号（名称）　株式会社内田洋行 営業支援統括グループ
代　表　者　取締役常務執行役員
営業支援統括グループ統括　小柳　諭司

01ncy8h6h2amvra588zat167fga9vdyq

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、契約の目的物（以下「物品」という。）を納入期限までに発注者に納入しなければならない。

２　仕様書等に物品の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものでなければならない。

３　仕様書等に明示されていない事項であって、物品を納入する上で当然必要と考えられる事柄については、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

４　この契約書に定める請求、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継し、担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第３条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約終了後又は解除後も同様とする。

（監督）

第４条　発注者は必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

（納品書の提出等）

第５条　受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める納品書を発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

（検査）

第６条　発注者は前条第１項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行うものとする。この場合において、必要があるときは、発注者が自ら、又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験を行うことができる。

２　受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

３　受注者は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

４　発注者は、必要があるときは、第１項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第１項後段から前項までの規定を準用する。

５　第１項及び前項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、受注者の負担とする。

６　発注者は、第１項及び第４項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の物品の適否を判定することができる。

（手直し又は引換え）

第７条　受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第１項及び第４項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった物品を引き取った上、手直し又は引換えにより、履行期限内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、手直し又は引換えが履行期限後に及ぶときは、発注者は、１回に限り手直し又は引換えのための期間として相当日数を指定することができる。

３　前２条の規定は、第１項に基づき改めて納入される物品において準用する。

（減価採用）

第８条　発注者は、第６条第１項及び第４項に規定する検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、減価（契約金額（単価契約にあっては単価）の減額をいう。以下同じ。）して採用することができる。

２　前項の規定により減価する金額については、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

（所有権の移転、引渡し）

第９条　物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第２項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時に、その物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

２　前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品の損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の重大な過失又は天災事変その他避けることのできない非常災害による損害は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第10条　受注者は、納入物品の種類、品質又は数量に関して第１条に定めた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、第７条及び別に定める場合を除き、その補修、引換え若しくは補足による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

２　受注者が、前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合に応じた代金の減額を請求し、あるいは、受注者の負担で発注者自ら履行の追完を行うことができる。発注者自ら履行の追完を行う場合において、受注者に損害を与えたときでも、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

３　前２項の規定は、発注者が契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、第１項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が引渡しのときにその不適合を知り、又は重大な過失があったときは、この限りでない。

（納入期限の延長）

第11条　受注者は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、その理由、遅延日数等を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

２　前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、次条に基づく遅延違約金を徴収することなく、相当と認める日数の延長を認めることができるものとする。

（遅延違約金）

第12条　前条第１項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることができるものとする。

２　前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。本条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（ただし、30日を超える部分については５パーセント）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）とする。

３　第５条第２項ただし書の規定により物品が分割して納入され、又は物品の一部について検査に合格し、かつ、発注者において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第１項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

４　第７条第２項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において、当該手直し又は引換えに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌

日から計算する。

5　第８条の規定により減価採用した場合において、当該減価採用に係る物品が納入期限後に納入されたものであるときは当該物品に係る遅延違約金は減価採用額を基礎として計算する。

6　前各項の遅延違約金の計算基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第13条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

2　前項の場合において、契約金額（単価契約にあっては単価。本条において同じ。）を増減する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。

3　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者及び受注者が協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

4　前項の規定にかかわらず、発注者は、議会の議決に付すべき契約の場合で本契約締結後に契約金額、納入期限その他の契約内容に変更が生じるときは、議会の議決を要しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第14条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても受注者が業務に着手しないとき。

（２）　納入期限内に受注者が納入しないとき、又は納入期限後相当の期間内に受注者が納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

（３）　正当な理由なく、第７条に規定する手直し又は引換え、若しくは第10条第１項に規定する履行の追完が行われないとき。

（４）　受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

（５）　受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　第２条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

（２）　受注者が物品を納入できないことが明らかであるとき。

（３）　受注者が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）　物品の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）　第17条の規定によらず、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

（８）　受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。

（９）　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第１項に規定する納付命令。以下「原処分」という。）が下され、当該原処分について

処分内容が確定したとき。

(10)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（協議解除）

第16条　発注者は、第14条又は前条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第17条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）第13条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき、又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。

（２）第13条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の２分の１以下に減少することとなるとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約解除の場合における納入物品の取扱）

第18条　発注者は、契約が解除された場合において、既に納入された物品（以下「既納物品」という。）があるときは、発注者は、必要と認める既納物品の全部又は一部を、その所有とすることができる。

２　前項の規定により、発注者の所有とする既納物品の代価については、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

３　受注者は、第１項の規定により発注者の所有とした既納物品以外のものを、発注者の指示する期間内に、受注者の負担において引き取らなければならない。

（違約金の支払）

第19条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。既納物品があるときは、契約金額から当該既納物品に対する契約代金相当額を控除した金額）の10分の１に相当する額を違約金として、発注者に納付しなければならない。

（１）　第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　発注者は、納入期限後に第14条又は第15条の規定により契約が解除されたときは、必要に応じて、第12条の規定に基づき受注者から遅延違約金を徴収することができるものとする。

４　第１項第１号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しないものとする。

（賠償の予定）

第20条　受注者は、この契約に関して、第15条第９号又は第10号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額）の10分の１に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。た

だし、第15条第10号のうち、受刑者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（契約代金の支払）

第21条　受注者は、物品を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、発注者の検査に合格した後又は第８条第２項の協議が成立した後でなければ契約代金を請求することができない。

2　発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3　発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

4　受注者は、第18条第１項の規定により発注者の所有とした既納物品の契約代金については、同条第３項に定める既納物品以外のものを引き取った後でなければ請求することができない。

5　第２項及び第３項の規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合において準用する。

（相殺）

第22条　発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき代金と相殺し、不足があるときは、これを追徴するものとする。

（補則）

第23条　発注者及び受注者は、この契約書の条項のほか、狛江市契約事務規則（昭和39年規則第８号）その他の関係法規を遵守し、この契約書の各条項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、その都度発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約）

第24条　暴力団等排除に関する特約については、別紙に定めるところによる。

狛江市における契約に関する特約書

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（用語の定義）

第２条　この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

（１）　発注者　発注者である狛江市をいう。

（２）　受注者　狛江市との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

（３）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（４）　暴力団員等　法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員ではなくなった日から５年を経過しない者

（５）　不当要求行為等

ア　暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為

イ　威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為

ウ　正当な理由なく面会を強要する行為

エ　正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

オ　アからエまでに掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせるもの

（６）　法人の役員若しくは使用人　個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

（受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権）

第３条　発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（２）　法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするか問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（３）　法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）　法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

（５）　法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。

２　受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の規定は、この契約の履行が完了した後も５年間適用する。

４　第１項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

第２号様式（第９条関係）

電子契約書の取扱いに関する特約書

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される電子契約と一体となす。

（用語の定義）

第２条　この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

（１）　発注者　発注者である狛江市をいう。

（２）　受注者　狛江市との電子契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

（３）　タイムスタンプ　電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

（電子契約書の取扱い）

第３条　電子契約書の取扱いについては、電子契約書上の規定に関わらず、この特約を優先する。

（１）　電子契約書は、電磁的記録により作成するとともに、発注者と受注者が合意した後、電子署名を行うものとする。

（２）　前号により作成された電子契約書については、電子契約サービス提供事業者が発注者及びその受注者の指示を受けて、電子契約サービスのクラウド上において発注者及び受注者双方が保有するものとする。

（契約の効力）

第４条　この契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付に関わらず、電子契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとする。

狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入　仕様書

１．件名
狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入

２．調達物品
（１）調達物品及び機能要件は、別紙「端末等の仕様」で示すもの又はこれと同等以上のものとする。ただし、各物品ごとのメーカー及び製品機種は、統一すること。
（２）調達物品の納品時に必要な運搬費等の諸経費は、全て受注者の負担とすること。
（３）調達物品は全て新品とし、納品直後に発生した初期不良品は新品の同物品に交換すること。
（４）端末等の搬入時に運送業者が使用したビニール袋や段ボール等の梱包材等は、受注者側で撤去・処理すること。
（５）調達物品へのテープラベルの添付やキッティング等各種設定作業は、本契約の調達範囲に含まない。

３．数量

学習用タブレット端末	1,353 台
キーボード一体型ケース	1,353 個
タッチペン	1,353 本
オーディオ変換アダプタ	1,353 個

４．納品期限
令和９年１月 29 日（金）

５．納品場所
初期設定等実施事業者決定後に同事業者が指定する場所
千葉県船橋市周辺（予定）

６．提出書類等
受注者は、納品するにあたり、以下の書類を発注者へ提出すること。
（１）納品計画書
（２）調達物品一覧表
（３）端末固有情報一覧（学習用タブレット、キーボード一体型ケース）
（４）納品書
（５）保証に関する問い合わせ先を一覧化した資料

７．検査及び支払い
受注者は、納品後に発注者による検査を受け、発注者が作成する検査報告書を受

領すること。支払いの請求は、検査報告書受領後に発注者に対して行うものとし、発注者は請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を一括にて支払うものとする。

８．その他

（１）本業務の遂行に当たっては、関係法令及び狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシーを遵守すること。

（２）本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

③低公害・低燃費の自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

（３）仕様書の定めのない事項については、別途、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

９．発注者の窓口

本業務における発注者の連絡窓口は、狛江市教育委員会教育部学校教育課教育政策係とする。

端末は以下の仕様を満たすiPad（第10世代）以降の機種とし、その他周辺機器等も含めて、以下の仕様を満たすこと。

項目	内容
OS	iPadOS26以上
CPU	—
ストレージ	64GB以上
メモリ	—
色	シルバー
画面	10～14インチ 画面がタッチパネルとなっていること。
無線	無線LAN装置を内蔵し、IEEE 802.11 ax以上、Bluetooth 5.2以上に準拠していること。
キーボード一体型ケース	ロジクール社製「RUGGED COMBO4」又は以下の条件を含めた同等の性能を持つ製品であること。 ・本体カバー（前面・背面・側面）及びスタンド機能を兼ね、ミリタリーグレード（MIL規格（MIL-STD-810G/H）相当）の落下保護検証がされていること。 ・Smart Connectorを介してiPad本体と接続できること。 ・Smart Connector経由でiPad本体による電力供給ができること。 ・JIS規格準拠の日本語配列キーボードであること。 ・iPad本体のすべてのポートにアクセスできるようにデザインされていること。 ・重量は600ｇ以下であること。 ・Apple社純正品以外の場合は、無償保証期間が当該製品の注文日から５年間であること。
タッチペン	以下の仕様を満たす製品であること。 ・iPad（第10世代）以降の機種に対応すること。 ・非充電式かつ電池不使用であること。 ・形状、サイズが鉛筆（丸型又は六角型）に近いこと。 ・国内メーカーが販売中の製品であり、調達時点において保護者等が直接購入できる市販品であること。 ・キーボード一体型ケースに収納可能なサイズであること。
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ機能を有すること。教科書のQRコードが支障なく読み取り可能なこと。
オーディオ変換アダプタ	・USB Type-C ポートに3.5mmプラグ仕様のイヤホンやヘッドセットが接続できるオーディオ変換アダプタを端末台数分用意すること(キーボード

	一体型ケースを取り付けた状態でも、本アダプタを端末の USB Type-C ポートに接続できること。） ・オーディオ変換アダプタ本体側にオーディオ用 3.5mm ジャック×１を搭載していること。 ・ケーブルの長さは10cm以上（コネクタ含む）30cm以下（コネクタ含む）であること。
外部接続端子	USB2.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを１つ以上有していること。
バッテリー稼働時間	８時間以上
重さ	本体及びキーボード一体型ケースの総重量が1.5kgを超えないこと。
メーカー保証	端末本体及び端末本体に付属する物品（ACアダプタ等） については、メーカー出荷後１年間、メーカーによる無償保証を付帯すること。
その他	端末本体はAutomated Device Enrollment（ADE）に対応させること。

質疑回答

受付番号：1091

件　　名：狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入

No.	質問	回答
1	別紙_端末等の仕様 キーボード一体型ケースに参考品ロジクール社製「RUGGED COMBO4」とありますが、Brenthaven Rugged キーボードケースを同等品として申請いたします。 Smart Connector ではなく、ケース内装式 USB-C ケーブル接続方式になります。 iPad 充電用 USB PD 対応 USB-C ポート並びに 3.5mm ヘッドホンジャックのインターフェースを持っています。 オーディオ変換アダプタは、不要になります。 よろしくお願いいたします。	仕様書に記載のとおり、キーボード一体型ケースについては、Smart Connector を介して iPad 本体と接続できるものとします。 そのため、ご提案の製品は不可とします。
2	iOS のバージョンについてですが、出荷ロットによっては納品時のバージョンが ipados26 以上になっていないことが想定されます。キッティング作業を実施いただく際にバージョンアップを実施していただき対応できるということでもよろしいでしょうか。	その認識で結構ですが、納品する端末は、確実にiPadOS26以上に対応可能なものとします。
3	（3）端末固有情報一覧とありますが、タブレット及びキーボード一体型ケースそれぞれのシリアルナンバーを記載したリストを提出が必要となる認識でよろしいでしょうか。	その認識で相違ありません。
4	端末は ADE に対応させること、とありますが狛江市様にてすでに ADE アカウントは保有されている想定でよろしいでしょうか。 またその前提のもと、お客様 ADE アカウントへ登録した iPad を納品するという認識で相違ないでしょうか。	その認識で相違ありません。
5		

（公表用）

入 札 経 過 調 書

電子入札

＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

起　票　日	令和　8年 10月　8日		
起票者氏名	＊＊＊＊＊		
件　名	狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入		
契約番号	8狛契第1171号	契　約　日	令和　8年 10月 15日(仮契約)
契約区分	総価契約	契約方法	指名競争入札
契約依頼所属	教育部 学校教育課		
契約金額	71,438,400円 （うち取引に係る消費税 6,494,400円）		
予定価格(税込)	非公表		
最低制限価格	なし		
請負業者	（株）内田洋行 営業支援統括グループ 東京都江東区東陽二丁目３番25号 取締役常務執行役員　営業支援統括グループ　小柳　諭司		
履行期間	契約日の翌日　から　令和　9年　1月 29日　まで		
履行場所	初期設定等実施事業者決定後に同事業者が指定する場所		
現説日時		入　札　日	令和　8年 10月　8日　午前9時30分
業種	0002 事務機器・情報処理用機器	契約保証	免除
支払条件	完了後一括払い		

入　札　結　果

	業　者　名	第１回	第２回	第３回	備考
1	20290-1 （株）内田洋行 営業支援統括グループ	64,944,000			落札
2	202412-0 富士電機ＩＴソリューション（株）	65,485,200			
3	264883-0 ＮＴＴドコモビジネス（株）	101,840,310			
4	256595-1 （株）日本ビジネス開発 東京本社	108,429,420			
5	203824-1 リコージャパン（株） デジタルサービス営業本部　西東京支社　西東京ＬＡ営業部	119,740,500			
6	260501-0 （株）ビジネスクロース	122,446,500			
7	21477-0 （株）ワイイーシーソリューションズ				不参加
8	210360-0 ユニアデックス（株）				不参加
9	270644-0 （株）ティーガイア				不参加

受付番号
1091

（公表用）

入 札 経 過 調 書

電子入札

＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

起　票　日	令和　8年 10月　8日		
起票者氏名	＊＊＊＊＊		
件　名	狛江市立小・中学校学習用タブレットの購入		
契約番号	8狛契第1171号	契　約　日	令和　8年 10月 15日(仮契約)
契約区分	総価契約	契約方法	指名競争入札
契約依頼所属	教育部 学校教育課		
契約金額	71,438,400円　（うち取引に係る消費税 6,494,400円）		
予定価格(税込)	非公表		
最低制限価格	なし		
請負業者	（株）内田洋行 営業支援統括グループ 東京都江東区東陽二丁目３番25号 取締役常務執行役員　営業支援統括グループ　小柳　諭司		
履行期間	契約日の翌日　から　令和　9年　1月 29日　まで		
履行場所	初期設定等実施事業者決定後に同事業者が指定する場所		
現説日時		入　札　日	令和　8年 10月　8日　午前9時30分
業種	0002 事務機器・情報処理用機器	契約保証	免除
支払条件	完了後一括払い		

入　札　結　果

	業　者　名	第１回	第２回	第３回	備考
10	21142-1 （株）大塚商会 LA事業部公共グループ				不参加
	＊＊＊＊＊				

受付番号
1091

資料No.3

第 489 号線　路線変更　参考図

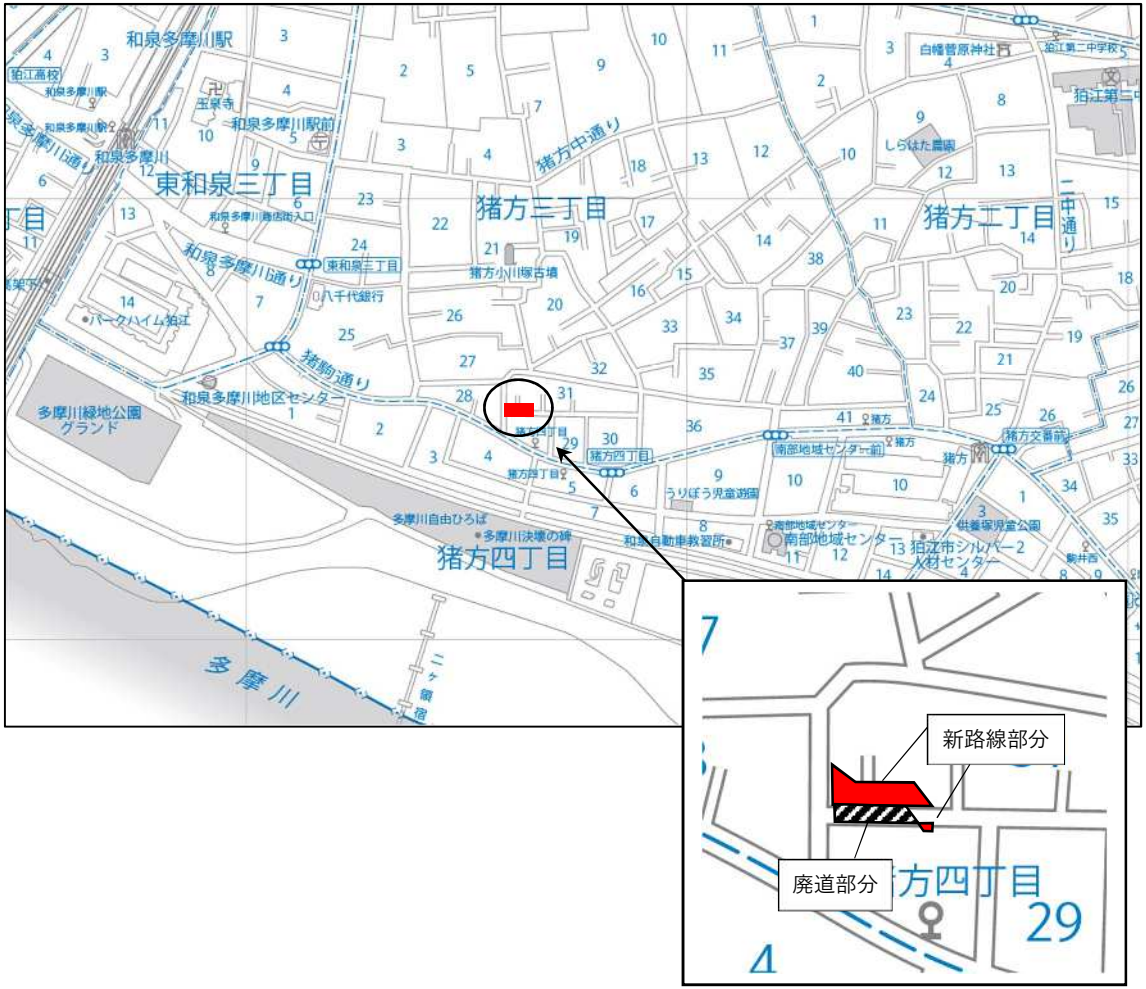

市道第489号線路線変更図

幅員	4.00m ～ 4.50m	起点	猪方三丁目418-3番地先	縮尺		番号	
延長	119.42m	終点	猪方三丁目442番地先無番				

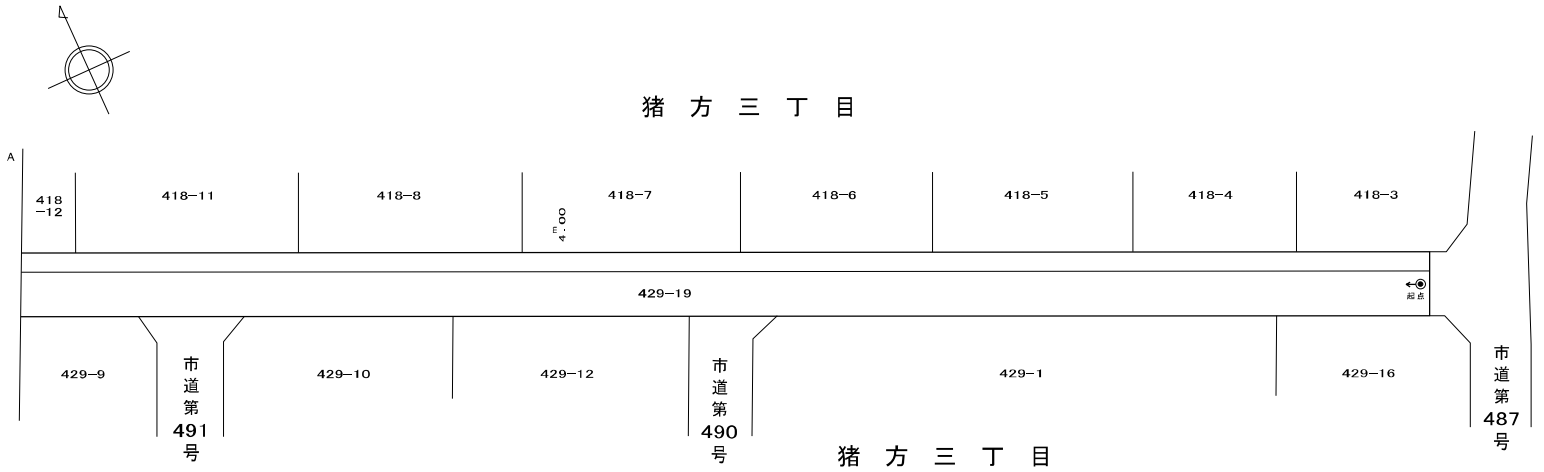

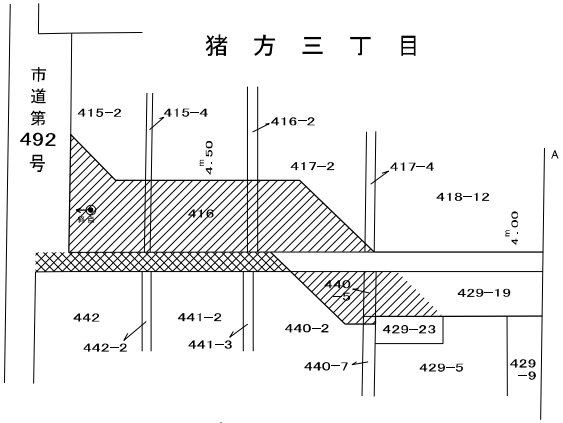

路線変更

廃止区域

案 内 図 S=1:10,000

